

横浜市男女共同参画センター
指定管理者選定評価委員会

審査報告書

令和元年8月

1 経緯

横浜市男女共同参画センターは、平成17年度から指定管理者制度を導入しています。第4期指定管理期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間で予定しています。

男女共同参画センターは、「日本一女性が働きやすい、働きがいのある都市の実現」を目指すための地域における拠点施設であり、その実現には、指定管理者の男女共同参画に関する先進的な知見が必要です。

また、男女共同参画に関する総合的な相談のほか、性別による差別等の相談やDV相談など、人権や人命に関わる相談を実施しており、専門的な知識や関係機関との連携が求められ、男女共同参画における幅広で極めて高度な専門性が必要です。

このことから、公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会を指定管理者の候補者とし、非公募により選定手続きを実施しました。

選定にあたっては、「横浜市男女共同参画センターの指定管理者の候補者の選定等に関する要綱」に基づき、審査の公平性、透明性を確保しながら進めるため、横浜市男女共同参画センター指定管理者選定評価委員会（以下「選定評価委員会」という。）において、「横浜市男女共同参画センター指定管理者申請要項」（以下「申請要項」という。）や業務の基準等の確認を行うとともに、申請団体から提出された申請書類、公開プレゼンテーション及び申請団体へのヒアリングに基づき、審査を行ってきました。

この度、審査が終了し、指定候補者の選定について、調査・審議いたしましたので、ここに審査結果を報告します。

2 横浜市男女共同参画センター指定管理者選定評価委員会 委員

広岡 守穂 【委員長】	中央大学法学部 教授／ 元 佐賀県立女性センター・生涯学習センター館長 内閣府男女共同参画専門調査会委員（基本計画）
井上 義臣	前 男女共同参画センター横浜 市民運営協議会 副会長 前 NPO 法人市民セクターよこはま理事 高齢者グループホーム横浜ゆうゆう管理者
沖野 智子	公認会計士
船橋 恵子	静岡大学名誉教授

3 申請者

公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会	理事長 小山内 いづ美
---------------------	-------------

4 審査の経過

時期	経過項目
平成 31 年 2 月 15 日（金）	●第 1 回選定評価委員会開催（公開：傍聴者 0 名） 議題 1 男女共同参画センターの指定管理者の選定について 2 委員会の公開及び議事録の作成について 3 男女共同参画センターの指定管理者の選定方法及び男女共同参画センターの重点取組について
平成 31 年 4 月 22 日（月）	●第 2 回選定評価委員会開催（公開：傍聴者 0 名） 議題 1 審査方法等について 2 指定管理者申請要項について 3 指定管理者選定評価基準について
令和元年 5 月 10 日（金）	申請要項の公開・送付
令和元年 5 月 13 日（月） ～ 5 月 31 日（金）	申請要項に関する質問受付
質問を受理した日から 1 週間以内	申請要項に関する質問の回答
令和元年 7 月 8 日（月）	申請書類の提出締切
令和元年 8 月 6 日（火）	●第 3 回選定評価委員会開催 （一部非公開：傍聴者 0 名） 議題 1 申請団体プレゼンテーション（公開） 2 申請団体に対するヒアリング（非公開） 3 審査及び指定候補者の選定（非公開）

5 審査にあたっての考え方

選定評価委員会では、申請要項においてあらかじめ定めた評価基準に従い、申請団体から提出された申請書類、公開プレゼンテーション及び申請団体へのヒアリングをもとに指定管理者選定に関する、調査・審議を行いました。

審査にあたっては、各委員が評価項目ごとに採点したうえで、その合計点を審査得点としました。

また、最低基準を各項目の総配点の 6 割、かつ合計得点の 7 割と定め、合計得点がこれに満たない場合は、事業計画書等を再提出させ、再評価を行うこととしました。

今回の採点は、委員 1 名が体調不良により第 3 回選定評価委員会を欠席したため、出席の委員 3 名で行いました。

【評価項目及び配点・最低基準】

評価項目		総配点 (1人あたり)	最低基準点	
1	男女共同参画の現状・課題及び 経営・管理の方針と取組	165点(55点)	99点	各項目の 6割
2	男女共同参画推進事業の方針と取組	285点(95点)	171点	
3	組織体制	105点(35点)	63点	
4	収支計画	45点(15点)	27点	
合計		600点(200点)	420点	合計の 7割

6 申請者の制限

申請団体について、申請要項に定める「欠格事項」への該当が無いことについて確認しました。

【参考 申請要項 (抜粋)】

5 選定に関する事項

(1) 欠格事項

次に該当する場合は、申請することができません。

- ア 法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税等の租税を滞納していること
- イ 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）への加入の必要があるにも関わらず、その手続きを行っていないこと
- ウ 会社更生法、民事再生法による更生、再生手続中であること
- エ 指定管理者の責に帰すべき事由により、申請時から遡って2年以内に指定の取消を受けたものであること
- オ 地方自治法施行令第167条の4の規定により、横浜市における入札参加を制限されていること
- カ 選定評価委員が、申請しようとする団体の経営又は運営に直接関与していること
- キ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団経営支配法人等（横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。）であること
※本項目については、提出いただく「申請団体役員名簿（様式7）」により、横浜市から神奈川県警本部に対し調査・照会を行います。
- ク 申請時から遡って2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていること（仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないもの）

7 審査結果

申請者名：公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会

各評価項目の総配点の6割、かつ合計得点の7割以上を満たしており、最低基準点はクリアしていることを確認しました。各委員の得点は以下のとおり。

評価項目	委員			審査得点 (最低基準点)
	A	B	C	
1 男女共同参画の現状・課題及び経営・管理の方針と取組				148
小計	53	46	49	(99)
(1)男女共同参画の現状・課題及びセンターの役割認識	15	12	15	42
(2)経営及び管理運営の方針	10	8	10	28
(3)サービス向上に向けた取組	10	8	10	28
(4)施設利用活性化に向けた取組	8	10	8	26
(5)施設の維持管理計画、保守管理の考え方及び取組	10	8	6	24
2 男女共同参画推進事業の方針と取組	92	75	88	255(171)
小計				
(1)男女共同参画推進事業の方針と概要	15	12	12	39
(2)重点取組（人材育成を除く）に関する方針及び具体的事業名	15	12	15	42
(3)事業の体系及び事業改善の手法	10	8	10	28
(4)男女共同参画センター間の連携	4	3	4	11
(5)男女共同参画センター3館の地域特性・特徴を踏まえた取組	5	4	4	13
(6)情報事業の実施方針と取組	5	4	4	13
(7)調査・研究事業の実施方針と取組	5	4	5	14
(8)広報・啓発事業の実施方針と取組	4	4	4	12
(9)相談事業の実施方針と取組	5	4	5	14
(10)学習・研修事業の実施方針と取組	5	4	5	14
(11)企業や団体等の活動の把握、育成・支援、ネットワーク化、事業実施の際の協働及び役割分担についての実施方針と取組	4	4	5	13
(12)令和2年度に実施する自主事業計画書	15	12	15	42
3 組織体制	33	24	28	85(63)
小計				
(1)組織の構成・配置とその考え方	15	12	12	39
(2)職員の人材育成・専門性向上に対する考え方と取組	10	6	8	32
(3)公の施設としての情報公開と個人情報保護に対する考え方と取組	4	3	4	11
(4)緊急時の体制と対応計画	4	3	4	11
4 収支計画	12	10	9	31(27)
小計				
(1)利用料金設定の方針	4	3	3	10
(2)収入計画の考え方、増収策	4	4	3	11
(3)支出計画の考え方、コスト削減策	4	3	3	10
合計	190	155	174	519 (420)

8 総評

横浜市男女共同参画推進協会は、設立以来、時代の状況に合わせ、絶えず現場の声に寄り添いつつ、男女共同参画に関する様々な課題解決や相談にも取り組んできており、国や市の制度のもとで着実に活動している点でも信頼ができる。事業計画についても、現在の課題解決に取り組む事業や、将来を見据えた事業も多く盛り込まれており、これまでの実績を踏まえて着実に前進を示した内容となっている。次期指定管理を担う主体として、取組への熱意が感じられ、高く評価できるものとなっている。

一方で、社会的には未だ性別役割分担意識も根強く、DVやセクハラ、非正規雇用といった問題もあり、女性を取り巻く環境はまだまだ厳しいと言わざるを得ない。少子高齢化の進展により、男女共同参画センターに来館できない方に対するアプローチも今後の課題と感じるところである。子育て世帯や高齢者など、男女共同参画センターへ来館しにくい人々に対し、男女共同参画に関するサービス提供や情報を広げていくためには、インターネットなどのIoT技術の活用やアウトリーチなどを積極的に展開し、身近な関係性を構築していくことが有効であると考え。特に子育て世代の性別役割分担意識が子どもたちに及ぼす影響は大きなものであり、地域の子育て支援拠点などでの事業展開により、これらの意識改革につながる啓発も行ってほしい。

また、女性の活躍を推進していくためには、生涯を通じた女性の健康支援が必要であり、特に若い世代に対しては出産や性に関わる問題について伝えていくことは重要であると考え。

さらに地域に根差した男女共同参画センターと学問の府である大学との連携を進め、相乗効果を生み出すような取組を一層進めてほしい。

横浜市男女共同参画推進協会の限られたマンパワーの中で自ら実施できる事業は限られる。男女共同参画に関する社会的な課題を解決していくためには、地域で活躍する企業・団体等と連携した取組が必要である。横浜市男女共同参画推進協会には、横浜市の男女共同参画をトータルに推進する専門組織として、男女共同参画を進める企業や団体を支援・育成し、ネットワーク化を図り、連携して男女共同社会の実現を推進していく要の役割を期待する。